

「リチウム金属電池およびリチウムイオン電池の輸送に関する手引書」

第8版(2017年版) 訂正(追加)のお知らせ

一般社団法人 電池工業会
国際電池輸送委員会

<訂正(追加)について>

「リチウム金属電池およびリチウムイオン電池の輸送に関する手引書」第8版の本文中に以下の誤りがありましたので、追加して訂正いたします。

正誤表(追加)

ページ	訂正箇所	誤	正
53	追加要件－Section II 2段落目 一部を削除	各包装物はリチウム電池マーク(IATA DGR 図 7.1.C:本手引書 10.4 項参照) および貨物機専用取り扱いラベル(IATA DGR 図 7.4.B:本手引書 10.7 項参照) を、耐久性があり読みやすく表示しなければならない。包装物のサイズは、リチウム電池マークが折れ曲がらずに一つの面に貼付できる大きさでなければならない。	各包装物はリチウム電池マーク(IATA DGR 図 7.1.C:本手引書 10.4 項参照)を、耐久性があり読みやすく表示しなければならない。包装物のサイズは、リチウム電池マークが折れ曲がらずに一つの面に貼付できる大きさでなければならない。
69	追加要件－Section II 2段落目 一部を削除	各包装物はリチウム電池マーク(IATA DGR 図 7.1.C:本手引書 10.4 項参照) および貨物機専用取り扱いラベル(IATA DGR 図 7.4.B:本手引書 10.7 項参照) を、耐久性があり読みやすく表示しなければならない。包装物のサイズは、リチウム電池マークが折れ曲がらずに一つの面に貼付できる大きさでなければならない。	各包装物はリチウム電池マーク(IATA DGR 図 7.1.C:本手引書 10.4 項参照)を、耐久性があり読みやすく表示しなければならない。包装物のサイズは、リチウム電池マークが折れ曲がらずに一つの面に貼付できる大きさでなければならない。

以上

2017年3月8日 発行

「リチウム金属電池およびリチウムイオン電池の輸送に関する手引書」

第8版(2017年版) 一部改定と訂正のお知らせ

一般社団法人 電池工業会
国際電池輸送委員会

<一部改定について>

「リチウム金属電池およびリチウムイオン電池の輸送に関する手引書」第8版の発行時点では未対応であったADR(2017)が発行されたため、本文81ページの一部を以下の通り改定します。

5.4.2 廃棄/リサイクルされるリチウム電池の輸送条件(特別規定 636(b))

(b) 中間処理施設までの輸送

- 廃棄やリサイクルのために集積された、機器に組み込まれていない総重量が500g以下のリチウム単電池および組電池、ワット時定格値が20Wh以下のリチウムイオン単電池、ワット時定格値が100Wh以下のリチウムイオン組電池、リチウム含有量が1g以下のリチウム金属単電池、および総リチウム含有量が2g以下のリチウム金属組電池、および
- 個人家庭からの機器に組み込まれたリチウム単電池およびリチウム組電池

注)個人家庭からの機器とは、個人家庭、商業、工業、事業、その他から出る機器において、質、量的に個人家庭から出る機器と似たものを意味する。個人家庭とそれ以外で輸送される機器については、その都度、個人家庭からの機器であるか考慮すべきである。

において、

下記の i)~ iii)の条件を満たせば、特別規定 376(本手引書 5.1.12 項参照)と 2.2.9.1.7(国連勧告 2.9.4 と同内容。本手引書 5.1.3 項参照)を含む ADR の他の規定を適用されない。

(i)包装基準 P909(本手引書 5.1.16 項参照)に適合している(ただし、追加要件の1と2は除く)。

(ii)輸送されるリチウム単電池または組電池の総重量が333kg以下であることを裏づける品質保証システムが整備されている。

注)集積物の中のリチウム単電池およびリチウム組電池の総量は、品質保証システムにおける統計的手法によって算出できる。品質保証記録のコピーは、所轄官庁の要求があれば利用できるようにしなければならない。

(iii)包装物には”LITHIUM BATTERIES FOR DISPOSAL”または”LITHIUM BATTERIES FOR

RECYCLING”のいずれかを表示しなければならない。

あるいは、包装基準 4.1.4.1 の P909(3)に従いリチウム単電池またはリチウム組電池が組込まれた機器が未包装またはパレットに積載されて輸送される場合は、この表示を車両やコンテナの外面に貼付することができる。

＜訂正について＞

「リチウム金属電池およびリチウムイオン電池の輸送に関する手引書」第8版の本文中に以下の誤りがありましたので、訂正いたします。

正誤表

ページ	訂正箇所	誤	正
37	表 5-4 PI968 IB 2)	2) 総リチウム含有量が 0.3g を超え、2g 以下の組電池で 1 包装物内の数量が 9 個以上	2) 総リチウム含有量が 0.3g を超え、2g 以下の組電池で 1 包装物内の数量が 3 個以上
37	表 5-4 PI968 IB 3)	3) (総)リチウム含有量が 0.3g 以下の単電池および組電池で 1 包装物内の正味重量が 2.5kg 超	<削除>
85	2 段落目 一部を削除	別の組電池または機器の構成部品としてまたはシングルセルバッテリー別の組電池または機器保護機構を備えた組電池または機器の部品として専用設計された、過充電保護機構を備えていない組電池またはシングルセルバッテリーは、この試験要件は適用されない。	保護機構を備えた組電池または機器の部品として専用設計された、過充電保護機構を備えていない組電池またはシングルセルバッテリーは、この試験要件は適用されない。
85	5 段落目 (f) 一部を削除	適用されるすべての試験に合格している組電池を集合した、満充電時の総リチウム含有量が 500g 以下、またはリチウムイオン電池の場合ワット時定格値が 6200Wh 以下の組電池を試験する場合、満充電状態の集合組電池 (Assembled Battery) 1 個について試験 T.3、試験 T.4 および	適用されるすべての試験に合格している組電池を集合した、満充電時の総リチウム含有量が 500g 以下、またはリチウムイオン電池の場合ワット時定格値が 6200Wh 以下の組電池を試験する場合、満充電状態の集合組電池 (Assembled Battery) 1 個について試験 T.3、試験 T.4 および

		試験 T.5 の試験をしなければならない。さらに、 二次 さらに二次組電池の場合は試験 T.7 の試験をしなければならない。	試験 T.5 の試験をしなければならない。さらに、二次組電池の場合は試験 T.7 の試験をしなければならない。
--	--	---	---

以上